

令和 2 年 第 1 回

伊根町議会定例会会議録

令和 2 年 3 月 4 日（第 1 号）

伊 根 町 議 会

令和2年第1回（定例会）

伊根町議会 会議録（第1号）

招集年月日	令和2年 3月 4日 水曜日						
招集場所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開会	令和2年 3月 4日 9時27分			議長	上辻 亨	
	散会	令和2年 3月 4日 14時16分			議長	上辻 亨	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	1	松山 義宗	○	6	大谷 功	○	
	2	佐戸 仁志	○	7	和田 義清	○	
	3	長谷川 貴之	○	8	濱野 茂樹	○	
	4	中嶋 章	○	9	上辻 亨	○	
	5	山根 朝子	○	10			
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏名	出欠	職	氏名	出欠	出席 11名 欠席 0名
	町長	吉本 秀樹	○	保健福祉課長	須川 清広	○	
	副町長	上山 富夫	○	地域整備課長	白須 剛	○	
	教育長	石野 渡	○	教育次長	石井 明博	○	
	総務課長	鍵 良平	○	会計管理者	増井 和彦	○	
	企画観光課長	千賀 和孝	○	代表監査委員	坂中 宗一郎	○	
	住民生活課長	石野 靖	○				
職務のため 出席した者 の職氏名	議 会 事務局長	倉 正人	○	主 事	千賀 さゆり	○	
会 議 録 署 名 議 員	3番	長谷川 貴之		8番	濱野 茂樹		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

令和2年 第1回 伊根町議会定例会

議事日程 (第1号)

令和2年3月4日(水)

午前 9時30分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 1号 令和2年度伊根町一般会計予算
- 日程第 5 議案第 2号 令和2年度伊根町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 6 議案第 3号 令和2年度伊根町簡易水道特別会計予算
- 日程第 7 議案第 4号 令和2年度伊根町下水道事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第 5号 令和2年度伊根町財産区特別会計予算
- 日程第 9 議案第 6号 令和2年度伊根町介護保険特別会計予算
- 日程第10 議案第 7号 令和2年度伊根町訪問看護事業特別会計予算
- 日程第11 議案第 8号 令和2年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第12 議案第 9号 令和元年度伊根町一般会計第4回補正予算
- 日程第13 議案第10号 令和元年度伊根町簡易水道特別会計第3回補正予算
- 日程第14 議案第11号 令和元年度伊根町下水道事業特別会計第2回補正予算
- 日程第15 議案第12号 令和元年度伊根町財産区特別会計第1回補正予

算

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第16 | 議案第13号 | 令和元年度伊根町介護保険特別会計第3回補正予算 |
| 日程第17 | 議案第14号 | 伊根町行政情報配信システム屋外拡声局整備事業分担金徴収条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第15号 | 伊根町地域コミュニティに関する条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第16号 | 伊根町職員の給与に関する条例及び職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について |
| 日程第20 | 議案第17号 | 伊根町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について |
| 日程第21 | 議案第18号 | 伊根町監査委員条例の一部改正について |
| 日程第22 | 議案第19号 | 伊根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第23 | 議案第20号 | 伊根町桜が丘運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第24 | 議案第21号 | 伊根町朝妻屋内運動場使用料条例の廃止について |
| 日程第25 | 議案第22号 | 令和元年度伊根漁港海岸保全施設整備工事変更請負契約の締結について |
| 日程第26 | 議案第23号 | 宮津与謝環境組合規約の変更について |

会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 1 号 令和 2 年度伊根町一般会計予算
- 日程第 5 議案第 2 号 令和 2 年度伊根町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 6 議案第 3 号 令和 2 年度伊根町簡易水道特別会計予算
- 日程第 7 議案第 4 号 令和 2 年度伊根町下水道事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第 5 号 令和 2 年度伊根町財産区特別会計予算
- 日程第 9 議案第 6 号 令和 2 年度伊根町介護保険特別会計予算
- 日程第 1 0 議案第 7 号 令和 2 年度伊根町訪問看護事業特別会計予算
- 日程第 1 1 議案第 8 号 令和 2 年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 1 2 議案第 9 号 令和元年度伊根町一般会計第 4 回補正予算
- 日程第 1 3 議案第 1 0 号 令和元年度伊根町簡易水道特別会計第 3 回補正
予算
- 日程第 1 4 議案第 1 1 号 令和元年度伊根町下水道事業特別会計第 2 回補
正予算
- 日程第 1 5 議案第 1 2 号 令和元年度伊根町財産区特別会計第 1 回補正予
算
- 日程第 1 6 議案第 1 3 号 令和元年度伊根町介護保険特別会計第 3 回補正
予算

- 日程第 1 7 議案第 1 4 号 伊根町行政情報配信システム屋外拡声局整備事業分担金徴収条例の制定について
- 日程第 1 8 議案第 1 5 号 伊根町地域コミュニティに関する条例の制定について
- 日程第 1 9 議案第 1 6 号 伊根町職員の給与に関する条例及び職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 0 議案第 1 7 号 伊根町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 1 8 号 伊根町監査委員条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 1 9 号 伊根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 2 0 号 伊根町桜が丘運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 伊根町朝妻屋内運動場使用料条例の廃止について
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号 令和元年度伊根漁港海岸保全施設整備工事変更請負契約の締結について
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 宮津与謝環境組合規約の変更について

会 議 の 経 過

令和2年3月4日(水)
午 前 9時27分 開議

◎ 開会・開議の宣言

○議長(上辻 亨君) 皆さん、おはようございます。

令和2年第1回3月定例会が招集となりました。議員各位におかれましては、本定例会議案の審議に際し円滑に議事が進められ、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年に入りまして1月下旬から新型コロナウイルスが拡散しております。議員の皆さん、また町長はじめ幹部職員の皆さん、出かけるときなど十分に気をつけていただきたいと思います。

それでは、早速であります。会議を開きます。

町長より招集の挨拶を求めます。吉本町長。

○町長(吉本秀樹君) 皆さん、おはようございます。

令和2年第1回伊根町議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今年の冬は長期予報で言われておりましたとおりに昨年に続いての暖冬、観測史上最高の暖冬だそうでございます。既に春一番も吹きまして、役場の裏手のほうからウグイスの声が聞こえ始めました。春でございます。しかしながら、議長さんのお言葉にもございましたように、かの憎きコロナウイルスで何とも陰鬱な春でございます。

さて、消費増税後の日本経済は非常に厳しく、日銀短観から見る現在の経済状況は、非製造業は消費税率の改正による駆け込み需要の反動減などにより、前回の改正時ほどではないもののかなりの悪化が見られます。また、製造業は海外の経済状況の減速の影響で大幅に悪化をしております。さらに、ここに来て新型コロナウイルスによる外国人観光客急減による影響がかなり出ている上に、感染拡大が続き終息が見えないだけに、非常に大きい不安材料となっております。実際に製造業では、中国からの原材料供給や中国国内での組立ラインの停止、いわゆるサプライチェーンの崩壊によりまして著しい供給不足に陥っているものもあり、我が国経済、国民生活への影響も今後どのようになるのか容易に見込むことができない状況でございます。

京都府北部近隣市町におきましては、まだ1件の感染例もございません。京都府北部と申しましようか、福井県、滋賀県そして京都府では中北部、亀岡以北、そして兵庫県におきましても西宮のほうですかね、1件ございますけれども、北部には1件の感染例もないわけでございます。そうであるから、経済的には大きな問題がございますが、今のところそのウイルスについての大きな問題はないわけでございます。そうでありますから、我々は、いわゆる正しく怖がるべきに思います。すべきことは、手洗い、うがい、消毒、そして不特定多数が集まる場所ではマスクをする。また、そういう会合を避ける。基本的な予防策を励行すればよいと思います。

伊根町といたしましても、不特定多数が集まるイベントは原則中止でございます。しかしながら、3月中にそのような行事は伊根町ではございません。週1回の高齢者健康講座、体操等は実施をいたします。事前に体温を計っていただいたりしながら実施をいたします。参加いただいて、高齢者の皆さんのご様子は確認したく思います。比較的多数の集まる行事、中学校・小学校の卒業式は、規模、内容を縮小し行います。成人式も同様に行います。いつもご案内を申し上げますご来賓の皆様には大変寂しく残念ではございますが、その点ご理解のほどお願いを申し上げます。

小・中学校の休校でございますが、伊根町の状況、事情等を鑑み、3月6日までは通常どおり授業を行います。3月9日以降につきましては、この間の町内の状況、近隣市町の状況を精査し、休校すべきかどうか、その判断をいたします。学校医からも、伊根町は休校にするほどの状況にはないという助言を頂いております。伊根町の小・中学校、伊根中は21名、1クラス平均すると7名であります。伊根小学校も46名、平均すると七、八名、本庄小学校では18名、単純に平均しますと1クラス3名であります。こういった規模で子供たちが学校に通うことで、一般に言うクラスター化につながることは考えにくくございます。

このウイルス、まだ特效薬がございません。対処療法のほかは各々の免疫力に頼るしかないわけであり、子供たちの免疫力を維持するためにも、休校にして家の中でごろごろさせるよりは、各々の学校、学級で教師の指導の下、規則正しく学校生活を送るほうが適切に思います。町内もしくは近在で異変があれば、すぐに対処をいたします。なお、この件に関しましては全協でご質問にお答えをしたいと思っております。

本定例会にご提案申し上げます議案については、当初予算で一般会計と特別会計で8件、補正予算が一般会計ほか特別会計で4件、条例の制定が2件、一部改正で5件、廃止が1件、その他で4件を予定しております。何とぞ慎重審議の上、全議案についてご可決賜りますようお願いを申し上げ、本定例会招集の挨拶といたします。

○議長（上辻 亨君） ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから令和2年第1回伊根町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上辻 亨君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、議長において

3番、長谷川 議員

8番、濱 野 議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合は、次の号数の議席の議員にお願いします。

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（上辻 亨君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

去る2月21日の議会運営委員会で協議の結果、今期の定例会の会期は、本日から3月18日までの15日間ということで決定いただきました。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの15日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（上辻 亨君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月18日までの15日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付の会期及び審議予定のとおりであります。

◎ 日程第3 諸般の報告

○議長（上辻 亨君） 日程第3、諸般の報告を行います。

陳情書については、お手元に配付のとおりであります。

次に、諸会議等へ議員等の出席された状況は、公務報告のとおりでございます。

監査委員から報告のあった例月出納検査結果については事務局で保管しておりますので、必要な方は閲覧ください。

次に、私のほうから会議等の報告を申し上げます。

1月28日火曜日午後3時から、伊根町コミュニティセンターふれあいホールで、丹後二市二町議会議長会が行われました。京丹後市、宮津市、与謝野町、伊根町の正副議長が出席の下、中島府議会議員、森口府議会議員、中野振興局長、副局長、土木事務所長をお招きして、各市町議会の議会運営状況、課題等について報告していただき、懇談事項については各二市二町の京都府への要望についてを説明をし、振興局長、土木事務所長、府議会議員の方々から、それぞれ今後の取組を回答いただきました。

2月7日午後1時半から、京都COCON KARASUMAで令和2年第1回京都府後期高齢者医療広域連合議会定例会が行われました。議案内容につきましては、副議長の選挙があり、副議長に京丹波町の梅原好範議員が当選され、京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任については亀岡市長の桂川氏が選任されました。

また、令和元年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算、令和元年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算、令和2年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計予算、令和2年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算、京都府後期高齢者医療広域連合広域計画第4次の策定について、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、京都府後期高齢者医療広域連合債権管理条例の制定について、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを審議し、全ての議案について賛成多数で可決されました。

2月21日10時半から、京都府自治会館で第70回京都府町村議会議長会定期総会が行われました。自治功労者表彰、全国町村議会議長会表彰の伝達式が行われた後、議事日程につきましては会務報告、平成30年度一般会計歳入歳出決算、令和2年度一般会計予算、役員の選任についてを審議し、全て可決、選任されました。役員の選任については、会長に笠置町の杉岡議長、副議長に井手町の岡田議長、監事に与謝野町の家城議長が選任されました。

以上で報告を終わります。

続いて、濱野副議長から宮津与謝環境組合議会定例会及び京都府地方税機構議会定例会について報告いただきます。8番、濱野議員。

○8番（濱野茂樹君） それでは、2月4日、京都府地方税機構定例会が招集され、出席しました。定例会では、令和2年度一般会計予算、令和元年度補正予算、職員定数条例の一部改正は賛成多数、職員の服務等に関する条例の一部改正は全員賛成で、いずれも可決されました。

2月21日、令和元年第3回宮津与謝環境組合議会定例会が招集されました。定例会では、令和元年度一般会計補正予算、令和2年度一般会計予算、会計年度任用職員に関する条例の制定並びに公平委員会委員の選任が審議され、全員賛成で可決、同意されました。

なお、いずれも可決されました議案書等は、既に議員各位に電子データにて配信させていただいておりますので、そちらをご覧ください。

以上です。

○議長（上辻 亨君） 次に、松山総務委員長から宮津与謝消防組合議会定例会及び総務委員会について報告いただきます。1番、松山議員。

○1番（松山義宗君） 令和2年2月19日に伊根町国民健康保険協議会が開催され、町長から令和2年度国民健康保険税の諮問を受け、委員による慎重審議を諮り答申をまとめました。

令和2年2月20日に宮津与謝消防組合議会が招集されました。内容は、令和2年度宮津与謝消防組合予算について慎重審議の結果、全員賛成にて可決いたしました。

以上です。

○議長（上辻 亨君） 最後に、佐戸産業建設委員長から、産業建設委員会について報告いただきます。2番、佐戸議員。

○2番（佐戸仁志君） 12月11日議会終了後、産業建設委員会を開き、買い物支援について町長に提言するための内容の確認をいたしました。

1月15日、伊根町進出に興味を持たれておられるコンビニエンスストアからの要請により、産業建設委員会を招集し、コンビニエンスストア担当者、Aコープ担当者に来ていただき、現状、将来についてお聞きし、散会をいたしました。

以上です。

○議長（上辻 亨君） 何かご質問等ございますか。ないようですので、以上で諸般の報告を終わります。

◎ 日程第4 議案第1号

～

◎ 日程第11 議案第8号

○議長（上辻 亨君） 日程第4、議案第1号 令和2年度伊根町一般会計予算、日程第5、議案第2号 令和2年度伊根町国民健康保険特別会計予算、日程第6、議案第3号 令和2年度伊根町簡易水道特別会計予算、日程第7、議案第4号 令和2年度伊根町下水道事業特別会計予算、日程

第8、議案第5号 令和2年度伊根町財産区特別会計予算、日程第9、議案第6号 令和2年度伊根町介護保険特別会計予算、日程第10、議案第7号 令和2年度伊根町訪問看護事業特別会計予算、日程第11、議案第8号 令和2年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算、以上令和2年度当初予算案8議案を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、予算の説明に先立ちまして、令和2年度の町政運営に関する基本的な考え方を申し上げ、当初予算案と主要事業についての説明を申し上げます。

さて、令和2年は本町の第6次総合計画の開始の年に当たります。これまでの10年間は第5次伊根町総合計画「ひとが活き生き」を合言葉に、伊根町に住む全ての人々が活き生きと活躍できるまちを目指し、施策を進めてまいりました。第6次の計画では、その基本理念は受け継ぎながらも、改めるべきところは改め、さらに推進すべきところは推進する、もって、本町のさらなる発展を期すものでございます。

我々の責務は、次の世代によりよき伊根町を引き継ぐことにあります。「美しく明るく豊かな“伊根町”を未来へ」その思いを堅持し、ここで生活していくための手だてをしっかりと次の世代へ引き継いでいかなければなりません。誰もが現状と課題を再認識し、町民、議会、そして行政の三者が一丸となって、知恵を出し、汗をかき、創意と工夫を結集することで、必ず道は開かれるものと確信をしております。

そのためには、特色ある豊かな地域資源をしっかりと守り、磨きをかける。また、日本で最も美しいまちを目指すことを全町民の共通認識とし、豊かな農林水産物や風土を生かした農山漁村と都市との交流を促すグリーンツーリズムやブルーツーリズムにより、集客観光産業を育成していく。併せて6次産業型経済を構築すべきと考えます。すなわち生産のシステム、生活のシステムをしっかりと構築することにより、伊根町の振興発展を図っていきたく思います。

本年は、オリンピック・パラリンピック東京2020大会の年でございます。大会ビジョンには全員が自己ベスト、多様性と調和、未来への継承という3つの基本コンセプトのもとに、史上最もイノベーティブで世界にポジティブな改革をもたらす大会とする、そのようにうたわれております。伊根町も、一人一人が互いに認め合い、ベストを尽くし、ポジティブな改革をもたらす。もって、未来につながる『ええ町』を目指します。

我が国は、健康寿命が世界一、人生100年時代と呼ばれる長寿社会を迎えております。しかし、一方では人口の急減、超高齢化社会に向かっている状況でもございます。本町でも人口の減少、少子・高齢化の進行、基幹産業の衰退という過疎地域特有の課題が年々厳しさを増しております。このことは日本の国自体の少子・高齢化が進行する人口減少時代、また生産人口減少時代において、どうにも避けて通れない地方の課題であります。

このような地方自治の正念場を迎え、新たな時代に対応したまちづくりを進めるためには、移り変わる経済情勢や交通、IT環境の進展を的確に把握し、町民生活の向上と町政の発展をもたらす地域の創意工夫による個性豊かなまちづくりが求められております。併せて、都市にはない田舎暮らしの価値をしっかりと磨くことが大事に思います。

さて、令和2年度地方財政計画では、地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用して、地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、地域社会再生事業費が創設され4,000億円が計上されたほか、人づくり革命の実現や防災・減災対策に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税交付団体ベースの一般財源総額は、令和元年を1兆1,000億円上回る額が確保されております。これらの財源をいかに活用するのか、どのようなまちづくりを行うのかが問われていることとなります。

本町では、昨年度から防災タブレット、伊根町ネットワーク回覧板「いねばん」の整備を行い、現在、試験運用を行っております。事業開始に当たっては、タブレットの利用について不安視する住民の方もいらっしゃいましたが、各地区での説明会の開催を経る中、おおむねご理解いただけたように思います。また、ご要望があれば、何度でも説明の機会を用意いたします。説明に参らせていただきます。

令和2年度は、このシステムと連動する屋外拡声器の整備を実施します。また、将来的には拡張

性を利用して、テレビ電話など双方向性というタブレットの特性を生かした在宅での健康管理や見守りも可能となるようなシステムへ発展させることや、住民生活の利便性向上につながるアプリケーションを追加することも視野に入れております。これからの活用方法を順次検討してまいります。また、皆さんからもよい提案のほど、お願いを申し上げるところでございます。

再生可能エネルギー導入可能性調査事業では、経済産業省のエネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金を活用し、令和元年度に実施した導入可能性基礎調査により有望プロジェクトとされました太陽光エネルギーの有効活用、温泉熱活用プロジェクト、風力発電導入検討プロジェクト、この3事業の調査を同補助金の採択を受けることが前提となりますが、採択ができなければなかなか難しいわけではありますが、引き続き行ってまいります。特に太陽光エネルギーの有効活用では、太陽光発電導入調査・設計のほかに、モビリティへの活用を含めた事業実施者及び事業スキームの検討・構築とキャッシュフローの精査を行います。

国と伊根町が一体となり、エネルギー構造高度化による地域活性化、町内モビリティシステムの拡充、雇用の創出、地域産業・観光業の振興に積極的に取り組むことで、町民の環境保全についての理解を深めます。

小・中学校ICT環境整備事業・校務支援システム導入事業では、文部省の学校におけるICT環境の整備方針に基づき、大型提示装置いわゆる電子黒板でございますが、これを小学校2校に各1台、中学校に3台、計5台を整備することで、教科書のデジタルコンテンツの活用、タブレット端末実物投影機などの機器と併用することにより、教職員の負担を軽減しながら、より分かりやすい授業を行います。また、京都市町村教育情報推進協議会において共同調達する京都府共同利用型校務支援システムを導入することで、教職員の長時間勤務を解消し、業務の効率化を図ります。

近年、伊根中学校建設など大型普通建設事業を各種実施してまいりました。また、1市2町では広域ごみ処理施設の建設という大型プロジェクトが施行されました。現在、試運転を行っており、4月から全量受入れの計画で進めております。これらの事業に活用した町債の償還により、今年度も減債基金の取崩し額が増加しております。今後は、公債費の増加による経常収支比率の悪化も見込まれます。昨年12月の第4回定例会において令和元年度一般会計第3回補正予算で2億2,600万円余りの繰上償還を予算計上いたしましたのも、こういった状況を鑑みた財政健全性の維持のための取組をお示したところでございます。

また、幸い、本年度の当初予算には、災害復旧費を計上せずにご提案申し上げることができましたが、平成29年度、平成30年度と続けて台風や豪雨による災害を受け、この対応には国庫補助金、災害復旧事業債のほか財政調整基金を使つての多額の予算を編成し、復旧を進める必要がございました。今後においても、このような事態に対応できる準備だけはしっかりとっておかなければなりません。そのためには一定の財政調整基金を確保しておく必要がございます。

それでは、予算書1ページをお願いいたします。

別刷の令和2年度伊根町当初予算案の3ページを併せてお願いをいたします。

歳入歳出予算の総額は30億3,200万円、前年度と比較し5,600万円、1.8%の減額となっております。

歳入から説明いたします。一般会計は事項別明細書に詳細がございますので、そちらをご覧ください。

14ページ、15ページをお願いいたします。

町民税は6,925万円で、前年比88万3,000円の増額です。固定資産税は7,412万4,000円で、前年比122万5,000円の増額です。償却資産分の増加などによるものでございます。町税全体では306万8,000円、2%の増額でございます。

18、19ページをお願いいたします。

地方交付税は13億7,600万円、5,600万円の増額を見込みました。地方財政計画で地方交付税は4,000億円、2.5%の増と昨年を上回る伸びが示されております。また、本町の過疎対策事業債の元利償還金の伸びなども勘案し、一定の留保財源の確保も含めてこの額といたしました。

分担金及び負担金は全体で879万3,000円です。前年比132万6,000円、

17. 8%の増となっておりますが、急傾斜地崩壊対策事業や防災施設整備事業の分担金などによるものでございます。

次のページにかけての使用料及び手数料では、総額1億1,098万1,000円で、前年比1,196万8,000円、12.1%の増額でございます。土木使用料で公共残土処分場使用料の伸びを勘案した額にしたことなどによるものでございます。

国庫支出金は2億8,993万8,000円、前年比568万2,000円、1.9%の減額でございます。

22、23ページをお願いいたします。

府支出金1億8,906万9,000円、前年比570万9,000円、2.9%の減額でございます。

28、29ページをお願いいたします。

財産収入は422万2,000円、前年比3万6,000円、0.8%の減額となっております。

寄附金は1,630万円で、前年比400万円、32.5%の増で、前年度のふるさと応援寄附金の実績を加味して計上したことによるものでございます。

繰入金は3億6,871万1,000円、前年比1億1,249万9,000円、43.9%の増額です。過疎対策事業債の償還金の増額に対応するための減債基金の繰入れや公共残土処分場管理基金で実施する道路事業などの増額に対応するものでございます。

30、31ページをお願いいたします。

繰越金は2,000万円で、前年度同額です。

諸収入は2,852万9,000円、前年比1,362万1,000円、32.3%の減額で、昨年は防災倉庫建て替えの町有建物災害共済金の計上があったため、その分の減額でございます。

町債は4億460万円、前年比2億1,580万円、34.8%の減額です。前年と比較し大きく減額となったのは、衛生費で宮津与謝環境組合負担金分が減少するためでございます。

次に、歳出です。

34、35ページをお願いいたします。別刷りのほうは2ページをご覧ください。

議会費は4,482万8,000円、前年比5万円、0.1%の減額。

36、37ページをお願いいたします。

総務費です。総務費全体では5億3,944万8,000円、前年比1,285万5,000円、2.3%の減額でございます。

42、43ページをお願いいたします。

防災行政無線設備管理運用費が昨年は防災タブレット「いねばん」の整備の1億1,981万7,000円を計上しておりましたが、本年度は情報発信事業で運用経費を計上しております。防災行政無線設備管理運用費では、個別受信機の回収、中継局の撤去工事を計上しております。

48、49ページをお願いいたします。

ふるさと応援事業で1,636万6,000円を計上しております。前年比400万円の増額でございますが、前年度実績が伸びたことからこの額としております。

50、51ページをお願いいたします。

再生可能エネルギー導入可能性調査事業は、10分の10の国庫補助事業を活用した再生可能エネルギーを活用した地域モビリティの構築や温泉熱活用による特産品創出の実証プロジェクト、そして風力発電を主とした地域PPS、特定規模新規参入電力会社による地場産業の活性化に向けた風況調査を実施しようとするものでございます。

次に、民生費でございますが、5億5,440万8,000円、前年比1,272万1,000円、2.3%の増額でございます。国に先立って3歳児から5歳児の無償化のほか、低年齢児の保育料低減を今後も継続し、子育てしやすいまちづくりに努めてまいります。

次に、衛生費は2億6,844万6,000円、前年比1億4,794万9,000円、35.5%の減額です。

96、97ページをお願いいたします。

減額の主な要因は、塵芥処理費で宮津与謝環境組合負担金が5,985万円、前年度が1億

8, 586万円でありましたので、前年比1億2,601万円の減額となっております。処理施設建設が完了し、この4月からごみの全量受入れを開始する予定でございます。2月27日には焼却炉の火入れ式を行ったところでございます。

102ページ、103ページをお願いいたします。

労働費では、経済対策として実施しております住宅改修助成事業でございますが、5年間の継続事業を平成30年度に3年延長し、その最終年次です。申請の実績を勘案し500万円を計上しております。

続いて、農林水産業費は3億9,722万5,000円、前年比1,909万6,000円、4.6%の減額です。

106、107ページをお願いいたします。

農林業関係事業では、農地耕作条件改善事業を数年かけて実施する計画をしておりましたが、地元調整の結果、見送りとなり、この事業がなくなったことによって減額となっております。また、継続事業でございますが、農業振興事業補助金等交付事業で新規就農総合支援事業、移住促進住宅整備事業など、新規就農者育成、農山漁村の活性化を支援してまいります。

114、115ページをお願いいたします。

漁港管理事業では、伊根漁港、泊漁港、本庄漁港の施設内の舗装や水路改修など、地元漁業者からの要望に対しきめ細やかな対応を図ってまいります。

次のページをお願いいたします。

漁港機能保全事業費の水産物供給基盤機能保全事業で、本庄漁港第2防波堤保全工事を前年に引き続き計上しているほか、調査業務で泊漁港などの機能診断及び機能保全計画を策定し、産業基盤の長寿命化を図ります。

次に、商工費でございます。1億1,081万3,000円、前年比1,712万4,000円、18.3%の増額です。

122、123ページをお願いいたします。

誘客対策事業で、平田交差点の伊根バス停を利用する外国人観光客による交通混雑を解消するため、平田川の上部空間を歩道に拡張する工事を計画しております。観光客の車道や周辺店舗、民間の前でのバス待ちを解消し、交差点周辺の混雑解消と観光客の利便性向上を図ります。

土木費は2億6,364万円、前年比2,948万6,000円、10.1%の減額でございます。

130、131ページをお願いいたします。

道路維持費の町道管理事業では、残土処分場管理基金からの繰入れを3,005万円に増額し、社会資本整備交付金を活用しながら、のろせ橋、寺領、越山の町道橋梁補修や、新井大浦線の舗装改修を実施するほか、地域から要望のあった新井臨港線、野室線、亀島本庄浜線、新井地内でございます。峠宮の前線などの修繕工事を実施いたします。また、道路新設改良費では減額となっておりますが、平成29年、平成30年の災害復旧事業が続いている影響で、道路改良も繰り越しているため、本年度は減額し、繰越事業を完了させながら計画的に亀島本庄浜線の改良を行ってまいります。

次に、消防費でございます。2億340万3,000円、前年比9,520万6,000円、88%の増額です。

138、139ページをお願いいたします。

災害対策費が前年比9,157万1,000円の増額となっております。防災タブレット「いねばん」の整備に併せて、防災無線屋外拡声局を既存のアナログ電波のものから「いねばん」の連動システムに改修する事業費でございます。

次に、教育費です。2億94万7,000円、前年比1,095万2,000円、5.8%の増額です。

152、153ページをお願いいたします。

学校ICT環境整備事業で、小学校2校に電子黒板機能を持ったプロジェクターを整備します。既存の黒板を活用し、QRコードを使用した教科書のデジタルコンテンツの投影などを行い、授業

の進行を円滑に行うものでございます。試験的に1校1台ずつの整備を行い、その効果を確認します。

156、157ページをお願いいたします。

学校ICT環境整備事業で、同様に中学校にも電子黒板機能を持ったプロジェクターを整備します。中学校は教科担当制のため、各学年の教室にそれぞれ整備をいたします。

災害復旧費は、幸いなことに当初予算に計上しなければいけないような災害が発生しておりませんので、今年度は計上せず、繰り越している事業費の執行を行うのみとしております。

公債費は4億4,001万2,000円、前年比8,437万4,000円、23.7%の増額でございます。伊根中学校建設費、舟屋日和建設費の過疎対策事業債の元金償還などが主な要因でございます。

次に、特別会計でございます。

伊根町国民健康保険特別会計予算の179ページをご覧ください。

以後の特別会計の総額は別刷りの1ページをご覧ください。

事業勘定の歳入歳出予算総額は3億3,716万3,000円、前年比697万7,000円、2.1%の増額です。

伊根診療所勘定の歳入歳出総額は8,989万円で、前年比54万9,000円、0.6%の減額です。

本庄診療所勘定は、歳入歳出総額は8,429万3,000円で、前年比1,904万円、29.2%の増額です。

事業勘定は、財政運営主体である京都府からの通知額をもとに、医療分は、財政調整基金を活用した前年据置き、後期高齢者支援金分と介護納付金分は、府からの通知に基づいた額を想定しております。

次に、伊根診療所勘定でございます。

208、209ページをお願いいたします。

歳入では、診療収入をはじめ多少の増減はありますが、ほぼ前年並みでございます。

210、211ページをお願いいたします。

歳出では、医薬材料費の節減で医業費が若干減額となっております。

続きまして、本庄診療所勘定でございます。

先ほど総額でおおむね3割の増額を申し上げましたが、平成9年度の施設建設から20年以上経過し、空調設備に不具合が出始めているため、その改修経費1,230万円を計上したことと、電子カルテシステムの更新費用660万円を計上したことによるものでございます。

232、233ページをお願いいたします。

歳入です。下段の7款繰入金 2項事業勘定繰入金の特別調整交付金、直診特別分と次のページの町債、過疎対策債を先ほどの事業の財源として計上しております。

238、239ページをお願いいたします。

歳出の主なものは、1款総務費 1項総務管理費の14節工事請負費が空調設備改修、17節備品購入費が電子カルテシステムでございます。

令和2年度伊根町簡易水道特別会計予算でございます。

243ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億3,879万4,000円、前年比489万4,000円、3.7%の増額です。

248、249ページをお願いいたします。

歳入では、4款府支出金が大きく伸び、国庫支出金がなくなっております。

254、255ページをお願いいたします。

1款総務費 1項総務管理費の委託料で、公営企業会計適用化に向けての総務省方針に従った準備のための固定資産台帳作成などの業務委託費を計上しております。

256、257ページをお願いいたします。

2款衛生費 1項簡易水道改良費で、国庫補助で実施をしていた長寿命化計画が完了し、それに

基づく送水管の布設替えの事業費として工事請負費が伸びたものでございます。大原から大浦にかけての区間を耐震化を兼ねて実施をいたします。

令和2年度伊根町下水道事業特別会計予算でございます。

259ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,636万8,000円、前年比693万6,000円、5.2%の減額でございます。

268、269ページをお願いいたします。

歳入は、9款町債が長寿命化計画と公営企業会計適用準備のための増額としております。

272、273ページをお願いいたします。歳出です。

主な増額は1款総務費 1項総務管理費が1,022万5,000円の増額となっております。業務委託で960万円が計上されておりますが、公営企業会計適用準備のための固定資産台帳等、整備業務でございます。

2款施設整備費は、漁業集落排水施設長寿命化計画の策定業務委託料でございます。

続きまして、令和2年度伊根町財産区特別会計予算でございます。

277ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ91万6,000円、前年比3万6,000円、4.1%の増額でございます。増額は、筒川財産区分で昨年度途中から携帯電話中継局用地の貸付けが加わったものでございます。

続きまして、令和2年度伊根町介護保険特別会計予算でございます。

289ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳入歳出予算総額は、それぞれ3億8,743万4,000円、前年比1,091万7,000円、2.7%の減額でございます。

介護サービス事業勘定の歳入歳出予算総額は、それぞれ94万円で、前年比2,000円、0.2%の増額でございます。

298、299ページをお願いいたします。

保険事業勘定は、本年度第7期介護保険事業計画の3年目であり、計画に基づいた歳入を計上しております。

302ページからの歳出は、同計画に基づいた給付費を計上しております。また、一般管理費に次期の第9次伊根町高齢者健康福祉計画（第8期介護保険事業計画一体型）、その策定に必要な業務委託料を計上しております。

328、329ページをお願いいたします。

介護サービス事業勘定は、歳入として見込めるケアプランの作成業務をサービス収入に計上し、次のページの歳出では、1款総務費でケアプラン作成に係る人件費などのほか、2款事業費でケアプランを外委託する経費を計上しております。

続きまして、令和2年度伊根町訪問看護事業特別会計予算でございます。

333ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ2,618万円で、前年比309万7,000円、13.4%の増額です。

340、341ページをお願いいたします。

歳入の主なものは、基金からの繰入金増額です。

342、343ページをお願いします。

歳出は、会計年度任用職員制度による一般管理費の増額が主なものでございます。

続きまして、令和2年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

347ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ4,345万8,000円で、前年比197万6,000円、4.8%の増額です。

354、355ページをお願いいたします。

歳入は、1款後期高齢者医療保険料の増額と、3款繰入金の減額が主なものでございます。

356、357ページをお願いいたします。

歳出は、2款分担金及び負担金で広域連合への納付金が増加しております。

以上、特別会計を含む本町の令和2年度の予算案の説明を申し上げました。

今年度は、第6次総合計画の最初の年となります。町民みんなが喜ぶ「ええまち」を私たちの手でつくり出し、そして未来へ伝えていくためのスタートの年となります。役職員一同しっかりとしたチームワークでその実現に相努めます。

議員各位はじめ町民の皆様のお一層のご理解とご支援、ご協力を心からお願いを申し上げ、施政方針と当初予算の提案説明とさせていただきます。

なお、予算案の詳細な内容につきましては、全員協議会で担当課長等からご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（上辻 亨君） 以上をもちまして議案第1号から議案第8号までの令和2年度当初予算案8議案の提案理由の説明を終了いたしました。

なお、本日は提案説明のみとし、6日に全員協議会を開催して詳細説明を行い、質疑は11日、16日に、討論、採決は18日に行う予定としております。

◎ 日程第12 議案第12号

○議長（上辻 亨君） 日程第12、議案第9号 令和元年度伊根町一般会計第4回補正予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第9号 令和元年度伊根町一般会計第4回補正予算でございます。

補正予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算総額にそれぞれ5,451万6,000円を追加し、34億4,658万4,000円とするものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。歳入です。

10款1項地方交付税3,355万4,000円の増額です。補正財源として留保していた普通交付税の決定残額でございます。

12款分担金及び負担金 1項分担金15万円の増額です。本庄上で行う急傾斜地崩壊対策事業の地元分担金でございます。

13款使用料及び手数料 1項使用料1,500万円の増額です。公共残土処分場使用料でございます。

14款国庫支出金 1項国庫負担金87万3,000円の増額です。

2項国庫補助金176万7,000円の増額は、学校施設環境改善補助金の増額などによるものでございます。

15款府支出金 1項府負担金43万7,000円の増額です。

16款財産収入 2項財産売払収入45万円の増額です。

17款1項寄附金700万円の増額です。地域福祉資金にと50万円の寄附をいただいたものと、ふるさと応援寄附金の実績見込みによるものでございます。

18款繰入金 1項特別会計繰入金5,000円の増額、財産区特別会計からの繰入れでございます。

2項基金繰入金205万円の減額です。

20款諸収入 4項雑入13万円の増額です。中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金の返還金で、災害で営農の継続が困難になった被災農地面積分の返還を受けるものでございます。

21款1項町債280万円の減額です。過疎債ソフト分の減額配分に対応するほか、学校教育施設等整備事業債の増額などによるものでございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。歳出です。

2款総務費 1項総務管理費580万5,000円の減額です。生き生きまちづくり応援基金活

用補助金の減額、モビリティシステム調査事業が不採択となったための減額、ふるさと応援事業の増加などによるものでございます。

3款民生費 1項社会福祉費1, 121万5, 000円の増額は、自立支援給付費の増額、介護保険特別会計繰出金の増額などによるものでございます。

6款農林水産業費 1項農業費9万9, 000円の増額は、中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金の返還金で、災害で営農の継続が困難になった被災農地面積分の返還を行うものでございます。

2項林業費100万円の増額、災害に強い森づくり事業で設計変更によるものでございます。

8款土木費 1項土木管理費1, 500万円の増額は、公共残土処分場管理基金積立金でござい
ます。

2項道路橋梁費276万1, 000円の増額は、社会資本総合整備事業で実施している津母トンネル改修詳細設計費の追加配分を受けたものでございます。

3項河川費50万円の増額は、本庄上地区の急傾斜地崩壊対策事業負担金でございます。

10款教育費 2項小学校費2, 974万6, 000円の増額は、小学校2校の特別教室のエアコン整備事業です。国の補正予算を活用し、未整備の特別教室に空調機器の取付工事を実施するものでございます。

6ページ、7ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費です。

災害関連で年度当初に繰越事業を進め、その後に本年度事業を実施するに当たり、適正工期を確保する必要があることから、繰越しを行うもののほか、国の補正予算を活用し、丹後鉄道の設備整備補助や小学校の空調施設整備事業を実施するに当たり、適正工期を確保するものによるものです。

8ページ、9ページをお願いいたします。第3表、地方債の補正です。

追加1件は、本庄上地区の急傾斜地崩壊対策事業の地元分担金を起債するものでございます。変更4件は、過疎対策事業債ソフト分が、全国的に要望超過で割り落としを受けたものの減額で、他の3件は国の補正予算を活用して実施する補助事業の財源として補正予算債を発行するための増額でござい
ます。

細部につきましては担当課長等からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますよう
よろしくお願い申し上げます。

○議長（上辻 亨君） 鍵課長。

○総務課長（鍵 良平君） 議案第9号 令和元年度伊根町一般会計第4回補正予算の説明（各担当課長説明記載省略）

○議長（上辻 亨君） これから質疑を行います。質疑はありますか。6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） 17ページの過疎地域自立促進特別事業基金繰入金なんですが、ソフト分の割り落としが3割あったということなんですけれども、これは、もう今後、恐らく継続されて減っていくということで考えさせてもらったらよろしいのかというのが1点。

それから、19ページの地域公共交通確保維持費ですが、伊根バスに代わる新たな交通手段ということなんですが、これの調査がやむを得ず取りやめになったということですが、今後の方向についてはどういうふうにご検討されているのかお聞かせください。

○議長（上辻 亨君） 鍵課長。

○総務課長（鍵 良平君） ただいまご質問いただきました過疎対策のいわゆる過疎債ソフト分のご質問でございますが、この過疎対策のソフト分は、本町の基金なんですけれども、24年に600万、26年に610万余りを積み立てて1, 200万円余りの基金として保有しておりましたものを、今回、過疎対策事業債ソフト分の割り落としを受けたことに活用して充当させていただくという対応をさせていただきましたものでございます。

過疎債ソフト分の今後の動向なんですございますが、令和元年度の状況としましては、おおむね3割の割り落としを受けた。この説明は、全国の過疎団体からの要望額が地方債計画の額を超えた
と、その分を割り落としますということですので、今、議員がご質問の中で発言されました、今後
もそうなるのではないかと懸念を我々も同様に思っております。実はこの過疎対策事業債とい
うものは、国の過疎地域自立促進法に基づいて、それぞれ過疎団体が市町村の自立促進計画を立て

て、その自立促進計画に基づく事業の財源として発行できる過疎対策事業債というふう位置づけられております。現行過疎法が令和2年度末で失効になる見込みでございます。現在、地方六団体におかれましても、総務省におかれましても新過疎法の制定に向けて、また国会議員の皆様も議員立法での措置などをご検討いただいておりますというふう聞かせていただいております。

その新過疎法が制定されて、その中でどのような過疎対策が用いられるのか、決定されるのかによって、令和3年度以降はどのようなようになるのか、今のところまだよく見込めないというところでございますが、現法律の計画期間内でありまして令和2年度につきましては、同じような状況になる可能性があるのかなというふうには危惧しておるところでございます。

○議長（上辻 亨君） 千賀課長。

○企画観光課長（千賀和孝君） 伊根バスに代わる交通手段の検討についてお答えをさせていただきます。

もともとこの交通手段の検討につきましては、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金を使いまして、令和元年度でも申請をさせていただいております。エネ高の補助金のほうが7割の採択となったということで、別の補助金、二酸化炭素の補助金を探しまして申請を行ったんですけども、この事業についても採択が頂けなかったというのが現状でございます。令和2年度のエネ高の補助金につきましては、この次期交通の検討調査事業についても盛り込んだ内容で申請をさせていただいております。令和2年度採択が受けられれば、令和2年度で調査を実施したいと考えております。

○議長（上辻 亨君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 休憩を。

○議長（上辻 亨君） 休憩いたします。

休憩 10時56分

再開 10時59分

○議長（上辻 亨君） 再開をいたします。

質疑はありませんか。2番、佐戸議員。

○2番（佐戸仁志君） 23ページの町道管理事業の中で、業務委託とか設計とか津母トンネルについてのお話が先ほどからありますけれども、どんなことで今回その設計とかし直さなあかんのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（上辻 亨君） 白須課長。

○地域整備課長（白須 剛君） 町道管理事業の説明でございます。

津母トンネルにつきましては、橋梁と同じで5年間に必ず1回点検しなくてもいけないという長寿命化計画を立てる必要があります。今回、長寿命化計画を立て、それについて次は修繕設計、修繕計画による修繕設計をするということで、今、修繕設計をやろうとしております。具体的な内容は、もうこれができるから40年弱たっておりますので、照明施設とかほぼもう大分悪くなっているということが基本調査で分かっておりますので、恐らく照明設備のやり替え、それからひび割れ箇所の修繕、こういうところが上がってくる予定としておりますが、詳細業務についてはこれから発注して成果品が上がるということですので、その内容について来年度実施ということになる見込みとしております。

○議長（上辻 亨君） ほかに質疑はありませんか。1番、松山議員。

○1番（松山義宗君） 繰越しについてお伺いしたいんですが、過年度発生道路河川災害復旧工事が工期確保のためということですが、具体的に箇所などをお教えてください。

○議長（上辻 亨君） 白須課長。

○地域整備課長（白須 剛君） 繰越事業の6、7ページの一番下の過年度発生道路河川災害復旧事業でございます。これにつきましては1件ございまして、河来見川の災害復旧がどうしてもほかの事業がたくさんあったということで、業者が一月ほど遅れるという申出がございましたので、これやむなしということで繰越事業にいたしました。

○議長（上辻 亨君） ほかに質疑はありませんか。8番、濱野議員。

○8番（濱野茂樹君） 24ページの学校管理運営費で、特別教室へのエアコンの設置ということ

で計上いただいております。エアコン設置も必要なことであり賛成するわけなんですけれども、前回、普通教室に設置していただいた分、エアコンの稼働率があまり稼働していないというような話も聞いております。特別教室でエアコン、どのぐらいの頻度で利用されるのか。聞くところによると職員室はずっとエアコンついているんですけれども、2階、3階にある暑いとされる2階、3階のほうはエアコンがほとんど使われていないというようなことを聞いているんですね。ぜひこの辺について、どのぐらいの利用頻度を考えておるのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（上辻 亨君） 石野教育長。

○教育長（石野 渡君） ただいまの特別教室にエアコンをとということで、各小学校に伊根小で9か所、それから10か所というようなことでつけております。その中には、もう大分前につけた内容についても更新をかけております。それから、場所によりまして音楽室、図工室、理科室、コンピューター室、それから図書室だ、家庭科室、そして保健室、それから通級指導教室等々について、約10か所になるわけなんですけれども、その頻度は例えば音楽室ですと、週に1時間、あるいは1、2年生になると2時間程度ですので、平均すると1週間に12回ぐらいしか使っておりません。大体どことも、理科室が一番たくさんで3時間でございます。コンピューター室はもう1時間になっております。そういう数でやっています。それから、稼働の仕方については指導しております。誰もいないときにはつけないということをやっておりますが、一応例えば夏の暑い時期には、3時間目に使いたいという場合には、1時間ほど前に稼働させております。終わったら切ります。続いておれば、そのままつけたままというようなことで、できる限り精密に時間割に沿って使うようにという指示をやっていますので、適正に使っているというようには思っております。

○議長（上辻 亨君） ほかに質疑はありませんか。質疑はないようではありますが、これで質疑を終わりたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（上辻 亨君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。

これから、議案第9号 令和元年度伊根町一般会計第4回補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩をいたします。11時20分まで休憩したいと思います。よろしく願います。

休憩 11時05分

再開 11時20分

○議長（上辻 亨君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第13 議案第10号

○議長（上辻 亨君） 日程第13、議案第10号 令和元年度伊根町簡易水道特別会計第3回補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第10号 令和元年度伊根町簡易水道特別会計第3回補正予算でございます。

補正予算書27ページをお願いいたします。

この補正は、金額の増減はございません。

28、29ページをお願いいたします。

第1表、繰越明許費でございます。配分を受けた事業費で送水管工事の事業進捗を図ろうとするものでございます。

担当課長からの細部説明については省略させていただきますが、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上辻 亨君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決をしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(上辻 亨君) 異議なしと認めます。

これから、議案第10号 令和元年度伊根町簡易水道特別会計第3回補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第14 議案第11号

○議長(上辻 亨君) 日程第14、議案第11号 令和元年度伊根町下水道事業特別会計第2回補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長(吉本秀樹君) 議案第11号 令和元年度伊根町下水道事業特別会計第2回補正予算でございます。

31ページをお願いいたします。

歳入歳出予算総額にそれぞれ165万円を追加し、1億3,498万円とするものでございます。

32、33ページをお願いいたします。歳入です。

2款分担金及び負担金 1項分担金165万円の増額は、加入分担金です。

次のページをお願いいたします。歳出です。

3款1項基金積立金165万円で、減債基金積立金でございます。

担当課長からの細部説明については省略させていただきますが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(上辻 亨君) これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(上辻 亨君) 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第11号 令和元年度伊根町下水道事業特別会計第2回補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第15 議案第12号

○議長(上辻 亨君) 日程第15、議案第12号 令和元年度伊根町財産区特別会計第1回補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長(吉本秀樹君) 議案第12号 令和元年度伊根町財産区特別会計第1回補正予算でございます。

45ページをお願いいたします。

歳入歳出予算総額にそれぞれ127万5,000円を追加し、215万5,000円とするものでございます。

46、47ページをお願いいたします。歳入です。

1款財産収入 1項財産運用収入3万3,000円の増額、2項財産売払収入110万7,000円の増額。

3款1項繰入金13万5,000円の増額です。

次のページをお願いいたします。歳出です。

1款1項財産区管理費127万5,000円の増額です。歳入でご説明申し上げましたものを維持交付金として支出するものなどでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上辻 亨君） 鍵課長。

○総務課長（鍵 良平君） 議案第12号 令和元年度伊根町財産区特別会計第1回補正予算の説明（担当課長説明記載省略）

○議長（上辻 亨君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑がないようですが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（上辻 亨君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。本案について討論を省略し、直ちに採決をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（上辻 亨君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第12号 令和元年度伊根町財産区特別会計第1回補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第16 議案第13号

○議長（上辻 亨君） 日程第16、議案第13号 令和元年度伊根町介護保険特別会計第3回補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第13号 令和元年度伊根町介護保険特別会計第3回補正予算でございます。

59ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳入歳出予算総額にそれぞれ1,501万2,000円を追加し、4億2,107万5,000円とするものでございます。

60、61ページをお願いいたします。歳入です。

4款国庫支出金 1項国庫負担金193万9,000円の増額。

2項国庫補助金130万3,000円の減額。

5款1項支払基金交付金345万8,000円の増額。

6款府支出金 1項府負担金110万5,000円の増額。

10款繰入金 1項一般会計繰入金362万6,000円の増額。

2項基金繰入金355万3,000円の増額。

11款1項繰越金263万4,000円の増額です。

歳入の増額は、主に介護サービス給付の増額に伴ってそれぞれの財源を補正するものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出です。

1款総務費 1項総務管理費1万7,000円の増額、令和2年度の法改正に対応するシステム改修経費でございます。

2款保険給付費 1項介護サービス等諸費1,085万9,000円の増額。

2項介護予防サービス等諸費262万3,000円の増額。

3項その他諸費1万7,000円の増額。

4項高額介護サービス等費149万6,000円の増額、実績見込みによるサービス給付費等とそれに伴う審査支払手数料を増額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。

一般管理費での繰越しですが、次期介護保険事業計画の策定のための調査業務です。調査項目数が増加したことなど、関係機関との調整に不測の日数を要したため繰り越すものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上辻 亨君） 須川課長。

○保健福祉課長（須川清広君） 議案第13号 令和元年度伊根町介護保険特別会計第3回補正予算（担当課長説明記載省略）

○議長（上辻 亨君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしの声がありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（上辻 亨君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。本案について討論を省略し、直ちに採決をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（上辻 亨君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから、議案第13号 令和元年度伊根町介護保険特別会計第3回補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第17 議案第14号

○議長（上辻 亨君） 日程第17、議案第14号 伊根町行政情報配信システム屋外拡声局整備事業分担金徴収条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第14号 伊根町行政情報配信システム屋外拡声局整備事業分担金徴収条例の制定についてでございます。

防災行政無線を防災タブレット「いねばん」に切り替えるに当たり、現在屋外拡声局が設置されていない地区で設置を希望する場合に、地元分担金を負担してもらうための条例の制定でございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上辻 亨君） 鍵課長。

○総務課長（鍵 良平君） 議案第14号 伊根町行政情報配信システム屋外拡声局整備事業分担金徴収条例の制定について（担当課長説明記載省略）

○議長（上辻 亨君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番、松山議員。

○1番（松山義宗君） すみません、第3条のところをもう少し具体的にどこになるとかいうのが分かれば、お教えてください。

○議長（上辻 亨君） 鍵課長。

○総務課長（鍵 良平君） 第3条のただし書きの部分でございますか。

ただし書きで、事業を実施するけれども、分担金を頂かない地区につきましては、既存の防災行政無線において屋外拡声子局が整備されていたところということで、蒲入、本庄浜、泊、新井、大原、伊根、この6か所でございます。ここには既存の今のアナログの屋外局がありますことから、ここに「いねばん」の屋外拡声局を設置するに当たっては、受益者分担金を頂かないという規定でございます。

○議長（上辻 亨君） 質疑はありませんか。8番、濱野議員。

○8番（濱野茂樹君） そもそもこの徴収条例を制定するという事は、「いねばん」は室内を想定していて、あとスマホを対応されていますよね。それは屋外を想定されていると思うんですけども、屋外その自分の携帯電話で受信するという事を、もうそれは嫌だと、そうではなくてやっぱり屋外無線機で流してほしいという要望があったという理解でいいのか。例えば、今後、恐らく携帯電話基地局のほうも電波の弱い箇所については、キャリアによっては整備を進めていくというふうに思っているんですが、その辺についてもう説明された上で、やっぱりこういった屋外無線機が必要だという認識なんですか。

○議長（上辻 亨君） 鍵課長。

○総務課長（鍵 良平君） ただいまご質問いただきました内容でございますが、先ほど私が春の区長会以降、住民懇談会等で内容を説明させていただいたというくだりで申しましたが、各地区で行いました住民懇談会の中でも、同じ内容がスマートフォンでも受信できますと、そういうソフト開発も行っておりますということで、現実には「いねぼん」の配布説明会の中でも、ご自身のスマートフォンで受信することもできますよ、新たにご自身でタブレットを買われても同じようにスマホと同じ内容で受信することができますというお知らせをさせていただいて、一定ご納得はいただいておりますとは思いますが、どうしても屋外で鳴るのが欲しいというご意向を地元の中でご意見があるということで、今、地元でご検討いただいておりますという状況と聞かせていただいております。

○議長（上辻 亨君） 休憩いたします。

休憩 11時51分

再開 12時00分

○議長（上辻 亨君） それでは、再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。質疑なしの声がありますが、これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（上辻 亨君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わりたいと思います。

これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。

これから、議案第14号 伊根町行政情報配信システム屋外拡声局整備事業分担金徴収条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとり可決されました。

休憩いたします。午後は1時からよろしく願います。

休憩 12時01分

再開 13時00分

○議長（上辻 亨君） それでは、休憩前に続き会議を開きます。

◎ 日程第18 議案第15号

○議長（上辻 亨君） 日程第18、議案第15号 伊根町地域コミュニティに関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第15号 伊根町地域コミュニティに関する条例の制定についてでございます。

これまで伊根町公民館条例により公民館を設置、館長を委嘱し実施していた公民館事業の見直しを行い、地域のコミュニティ組織が同様の活動ができるよう条例を制定するものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上辻 亨君） 石井教育次長。

○教育次長（石井明博君） 議案第15号 伊根町地域コミュニティに関する条例の制定について（担当課長説明記載省略）

○議長（上辻 亨君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） この条例に反対する気は毛頭ございませんが、新しくなるということで分らんことが多いので若干質問させていただきます。

説明の中では、事務担当を教育委員会の中に置くということでしたが、これは各4地区に対しての事務担当を置くということと理解してよろしいのかということと、それから館長、それから副公民館長、それから主事というのは、どこでどういうふうに使われて決められていくのか。それから、公務員扱いになるのか、これからは、それらについての給与についてはどういうふうになるのか、そこらについての説明をお願いしたいと思います。

○議長（上辻 亨君） 石井次長。

○教育次長（石井明博君） 事務局を教育委員会でやるとお伝えしたことですけれども、各地区のそのコミュニティ組織を新たに集落支援員という臨時職員を雇用しまして、担当させていただこうと考えているのと、教育委員会事務局の中でも伊根地区担当、本庄地区担当のようにそれぞれ担当者も設けたいと考えております。その中心になる臨時職員プラスそれぞれ地区担当の職員で、運動会等同時に開催されたりする場合もありますので、対応していきたいと考えております。

あと、館長、副館長等の決め方につきましては、今までは社会教育法に基づく館長として特別職でありましたが、令和2年度からは地域の任意組織としての位置づけになりまして、それぞれ地域の任意組織の中の規則をこちらが提案するというか、こういうのがどうでしょうかというのを見せまして、今の公民館の最後の決算の時期になると思うんですけれども、そこで規則を皆さん集まるところで、新たな組織の規則を確定していただいて、その規則に基づいて次の、今のところコミュニティ協議会というような名前を考えておるんですけれども、その協議会長、副会長を決めていただいて、主事という職位は考えていない。主事補に代わる職員として教育委員会の事務局がフォローするといいますか、事務局機能を担うということを考えております。

その会長の決め方については、その規則の中では地元の区長会、区長協議会の中で今までも選任してもらっていたんですけれども、そういう形の規則にしたいと考えております。

最後、処遇につきましては、補助金に上乗せして交付を考えております。

以上です。

○議長（上辻 亨君） 休憩いたします。

休憩 13時13分

再開 13時20分

○議長（上辻 亨君） 再開いたします。

質疑はありませんか。8番、濱野議員。

○8番（濱野茂樹君） 会議中ですので、まず1点目が、条例第9条、開館時間とあるのは、あくまでこれは使用時間のことを意味しているという理解でいいのかというところを、再度本会議中に説明を求めたいと思います。

また、21条、これ文言がスペースが、2行目ですかね、21条の、許可を取り消されたという丸の空欄がありますので、この辺については条例制定のときにはこういったことがないように修正のほうをお願いしたいというふうに思います。

あと、もう一点が料金の関係でございますけれども、この使用料、従前の条例の金額をそのまま本条例にも当てはめていったんだという説明があったと思います。本庄地区コミュニティセンターの大会議室は200円、朝妻地区の大会議室は100円、この違いは面積なのでしょう。調理実習室の200円というのは、そういった設備があるからという説明ができると思うんですが、今回この大会議室の100円と200円の差、これについてはどのように積算されたのかお示しいただきたいと思います。

○議長（上辻 亨君） 石野教育長。

○教育長（石野 渡君） 今、コミュニティーにつきましていろいろと提起をしております。その根底は基本的には公民館、これまでの公民館をやっていたことをそのまま踏襲するということになっております。ただ、4月1日から公民館及びいろいろな公務員法等々が改正になるということがございます。それに準じながら、より伊根町的な中身をつくり上げるということが1点あります。一番最初に言われました開館の時間につきましては、開所とかでそういうようなことで実際開けるのが何時からだというように考えていただいて、これまでどおり活用していただくか、使用する時間だというようにご理解いただけるとありがたいなと。活用が大体この時間から、そして夜、大体会議をなさるのが10時頃だということでございます。これまでいろいろと筒川それから本庄、そして朝妻、伊根はなかったので特にありませんでしたが、この3点についてはそれぞれ管理人がおりまして、鍵を持っております。その関係でこの時間を設定したというようにご理解いただきたい。それも、そのまま踏襲できたらいいのかなというふうには思っているところです。ですから、絶対人間がおるだとか、受付人がいるというようにご理解いただかんようにひとつお願いしたい。

それから、2点目の空白、21条の1字空いているのは、こちらのミスでございますので、訂正させていただきたいなというように思います。

それから、3点目の100円と200円の差について、大会議室という言葉になっておりますが、面積率がやはり違います、若干。ということで、大きさが違うということをご理解いただきながら、一応前回、今までと同じように金額はこういう設定になっているというようにご理解いただけたらうれしいなというように思っております。

それから、一番冒頭でご意見の中にあつたと思っておりますが、それぞれ地域でお世話になっている、これまで昔というんですかね、ちょうど公民館法ができてからもう随分年がたっておりますが、その中で地域のコミュニティー、要するに地域活動として地区の区長協議会あるいは区長さん方、そしてまちの方々が一生懸命努力をして、公民館を盛り立てていただきました。これも事実であります。そういう自治活動はそのまま残していきたいなと、そういうことでまた区長協議会長さん等々含めて、この人選はお願いせんなんところかなというように思っております。

ただ、昔のまま館長、名誉職的だとか、それから副館長だとか主事だとか主事補というのがあったわけですけども、それを整理した形で今の形に直したというようにご理解いただいて、内容的には今までの踏襲をやるんだというようにしたいと思っています。

それから、最後に、職員について今公募しておるわけですが、今のところありません。どうせんのかなというのが苦慮しているところであります。それから、4月1日から公民館ではなく、その活動される方々の給与だとか待遇が変わってきます。それに対応するためにどうしなければならないのか、そして夜の勤務になると超過勤務になると、それを、じゃ、誰が把握するのか、今の状態だと多分把握はでき切れません。ですから、地域支援員みたいな地域活動委員の方を1人設けて、その方を教育委員会内に置いて、そして出て行くときには、その超過勤務の等々をつけていただく、そういった形になる。それから、2点目が教育委員会もしくは町職員でこれまで主事補さんをお世話になっておりました。だから、それもできる限り踏襲していきたいなと、そういう形で町職も関わっていくということを念頭に置きながらさせていただきたいなというように思っているところで。この間、2年ほどかけて、2年か3年ぐらいかけて軟着陸ができるんかなと、その間、教育委員会も汗流さんなのかなというように思っておりますので、そういうことを斟酌しながら、よい協議をしていただきたいなというように思っております。

○議長（上辻 亨君） ほかに質疑はありませんか。4番、中嶋議員。

○4番（中嶋 章君） 先ほど出ました料金のことなんですけれども、コミュニティーということで地域の方の集まり、会議ばかりではないと思うんです。こちらの役場のマルシェみたいな形の、地域で取れた野菜を並べて皆さんの交流のそういう場にも使われると思うんですけれども、そういう場合は料金は取らないとか、いろいろな臨機応変に考えてもらえればと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（上辻 亨君） 5番、山根議員。

○5番（山根朝子君） すみません、その使用料の減免についてなんですけれども、今、朝妻公民館でふれあいサロンとあって、ちょっとやっていますよね。そういうのは本当に地域のお年寄りのためにやっていることで、本当に地域のためにやっけてられていることなので、減免、今やっぱり100円か200円か時間に応じて使用料を払っているんです。それもちょうど減免の対象で考えていただきたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（上辻 亨君） 石井次長。

○教育次長（石井明博君） 減免については、この条例でははっきり記載しておりません。条例の施行規則において、今、減免規定があるのは障害のある方とか、公共、役場が使う場合とか、そういう規定を盛り込むこととしておりますが、先ほど言われたサロンですとかの減免については、ここだけじゃないので、このコミュニティーセンターに限ってではなく、全体の役場の貸し館の施設、いきいき交流ハウスとかもありますし、老人福祉センターもありますので、その辺も整理して今後の課題にさせていただけたらと思います。

○議長（上辻 亨君） ほかにありませんか。3番、長谷川議員。

○3番（長谷川貴之君） 先ほど受付、今の公民館の窓口には人が常駐しないということでしたが、

この利用申込みは教育委員会が窓口になるのかということと、それと、この説明をお聞きしまして、コミュニティセンター化しますと、今までのような利用頻度がないような気がします。むしろ各集落の公民館を借りたほうが早いというか、手軽に借りられるような気がするんですが、その辺の利用頻度等について、今後どのような感じで考えておられるのかお聞かせいただけます。

○議長（上辻 亨君） 石井次長。

○教育次長（石井明博君） 本庄地区公民館と筒川文化センターについては、今でも管理者といますか、職員がおりますので、そこで受付をさせていただいています。朝妻の公民館については、役場のほうで受け付けさせていただいているんですけども、その辺の運用は特に変わりはないので、この名前が変わるといことは変わりますが、運用形態は変わらないので、これをもって利用頻度がなくなるということは我々としては考えていないです。

○議長（上辻 亨君） よろしいですか、長谷川議員。

ほかに質疑はありませんか。8番、濱野議員。

○8番（濱野茂樹君） 法律の改正に伴うこうした形でできる方向を模索いただいて、条例のほうを制定されるということでよく理解できました。

ただ、気になるのが指定管理者による管理、この条文が今回の条例で初めて出てきたと思います。もうすぐに指定管理者を導入するということは、先ほどの答弁から考えてもないと思うんですが、今後、指定管理者について制度を導入する見込みがあるからという意味で入れられておると思うんですが、例えば大体どのぐらいの時期にこういった団体でこういったものを制度を使ってくれればいいのか、団体が指定管理者に認定なるのかということを考えておられましたらご教示いただければというふうに思います。

○議長（上辻 亨君） 石井次長。

○教育次長（石井明博君） 指定管理者については、今後もしそういう管理したいという組織といますか、グループができた場合を想定して規定しているもので、現時点ではここを予定しているとか、そういう計画はございません。

○議長（上辻 亨君） ほかに質疑はありませんか。質疑なしの声があります。これで質疑を終わりたいと思います。

これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第15号 伊根町地域コミュニティに関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第19 議案第16号

○議長（上辻 亨君） 日程第19、議案第16号 伊根町職員の給与に関する条例及び職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第16号 伊根町職員の給与に関する条例及び職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正についてでございます。

会計年度任用職員制度の施行によって、関係条例中の条文整備が必要となるものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上辻 亨君） 鍵課長。

○総務課長（鍵 良平君） 議案第16号 伊根町職員の給与に関する条例及び職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について（担当課長説明記載省略）

○議長（上辻 亨君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしの声がありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（上辻 亨君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(上辻 亨君) 異議なしと認めます。

これから、議案16号 伊根町職員の給与に関する条例及び職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第20 議案第17号

○議長(上辻 亨君) 日程第20、議案第17号 伊根町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長(吉本秀樹君) 議案第17号 伊根町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてでございます。

人事院規則の改正に伴い、条例改正が必要となるものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(上辻 亨君) 鍵課長。

○総務課長(鍵 良平君) 議案第17号 伊根町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について(担当課長説明記載省略)

○議長(上辻 亨君) これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしの声がありますが、これにて質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(上辻 亨君) 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(上辻 亨君) 異議なしと認めます。

これから、議案第17号 伊根町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第21 議案第18号

○議長(上辻 亨君) 日程第21、議案第18号 伊根町監査委員条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長(吉本秀樹君) 議案第18号 伊根町監査委員条例の一部改正についてでございます。

地方自治法等の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることにより、所要の改正を行うものでございます。

引用箇所の条番号の改正でございます。

担当課長からの細部説明につきましては省略させていただきますが、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(上辻 亨君) これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしの声がありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(上辻 亨君) 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(上辻 亨君) 異議なしと認めます。

これから、議案第18号 伊根町監査委員条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第22 議案第19号

○議長（上辻 亨君） 日程第22、議案第19号 伊根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第19号 伊根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が令和2年4月1日施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上辻 亨君） 須川課長。

○保健福祉課長（須川清広君） 議案第19号 伊根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（担当課長説明記載省略）

○議長（上辻 亨君） これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑はないようですが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（上辻 亨君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。これから討論を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（上辻 亨君） 異議なしと認めます。

これから、議案第19号 伊根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第23 議案第20号

○議長（上辻 亨君） 日程第23、議案第20号 伊根町桜が丘運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第20号 伊根町桜が丘運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

桜が丘運動公園内の施設のうちスポーツ研修施設等は、町民の社会体育の普及振興を目的とした社会体育施設の役割を終えたと判断したため、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上辻 亨君） 石井次長。

○教育次長（石井明博君） 議案第20号 伊根町桜が丘運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について（担当課長説明記載省略）

○議長（上辻 亨君） これから質疑を行います。質疑はありますか。2番、佐戸議員。

○2番（佐戸仁志君） 電柱というのは、どういう意味で書いてあるんでしょうか。公園内にある関電柱の使用とかそういうことなんですか、お教え願いたいと思います。

○議長（上辻 亨君） 石井次長。

○教育次長（石井明博君） この施設内に関西電力等が電柱を建てさせてほしいという要望があっ

たときに、占用料としてこれだけ頂くというのを定めております。

以上です。

○議長（上辻 亨君） 2番、佐戸議員。

○2番（佐戸仁志君） この埋設管類というのはわかるんですけども、電らんは何のことを言っているんでしょうか。

○議長（上辻 亨君） 石井次長。

○教育次長（石井明博君） 地下ケーブルを電らんというということです。

○議長（上辻 亨君） ほかに質疑はありませんか。4番、中嶋議員。

○4番（中嶋 章君） 照明はもう利用できないというあれでしょうか。時間が夜10時まで、これは決まっていないんですか。もう日没までというような判断で理解したらいいんでしょうか。

○議長（上辻 亨君） 石井次長。

○教育次長（石井明博君） 時間につきましては、特に制約は条例ではつけないということです。

○議長（上辻 亨君） 4番、中嶋議員。

○4番（中嶋 章君） ある程度、時間、最終を決めたほうが管理上いいかと思うんですけども、特に設けないのはどういう意味合いがあるんでしょうか。

○議長（上辻 亨君） 休憩します。

休憩 13時58分

再開 14時00分

○議長（上辻 亨君） 再開いたします。

石井次長。

○教育次長（石井明博君） この時間を制約を設けないのは、周辺に集落がないので設けないことにしております。

○議長（上辻 亨君） ほかに質疑はありませんか。8番、濱野議員。

○8番（濱野茂樹君） グラウンドゴルフを今やられています。ゲートボールは半面だったと思うんで、今やられているグラウンドゴルフの方というのは、全面の料金を払われているという理解でよろしかったですか。今後、負担が増えるとなると、またこの場で議論しないとイケないと思いますので、その見解をお願いしたいと思います。

○議長（上辻 亨君） 石井次長。

○教育次長（石井明博君） グラウンドゴルフにつきましては、今までと同様の料金でさせていただく予定です。

○議長（上辻 亨君） ほかに質疑はありませんか。質疑なしの声がありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（上辻 亨君） 異議なしと認めます。

これから討論を行います。討論はございませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第20号 伊根町桜が丘運動公園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第24 議案第21号

○議長（上辻 亨君） 日程第24、議案第21号 伊根町朝妻屋内運動場使用料条例の廃止についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第21号 伊根町朝妻屋内運動場使用料条例の廃止についてでございます。

町民の社会体育の普及振興を目的とした社会体育施設の役割を終えたと判断したため、条例を廃

止するものでございます。

細部につきましては担当課長等からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますよう
よろしくお願い申し上げます。

○議長（上辻 亨君） 石井次長。

○教育次長（石井明博君） 議案第21号 伊根町朝妻屋内運動場使用料条例の廃止について（担
当課長説明記載省略）

○議長（上辻 亨君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしの声がありますが、
これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（上辻 亨君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（上辻 亨君） 異議なしと認めます。

これから、議案第21号 伊根町朝妻屋内運動場使用料条例の廃止についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案
は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第25 議案第22号

○議長（上辻 亨君） 日程第25、議案第22号 令和元年度伊根漁港海岸保全施設整備工事変
更請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第22号 令和元年度伊根漁港海岸保全施設整備工事変更請負契約の
締結についてでございます。

入札残額の活用で追加工事を発注し、事業の進捗を図るものでございます。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますよう
よろしくお願い申し上げます。

○議長（上辻 亨君） 白須課長。

○地域整備課長（白須 剛君） 議案第22号 令和元年度伊根漁港海岸保全施設整備工事変更請
負契約の締結について（担当課長説明記載省略）

○議長（上辻 亨君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

休憩いたします。

休憩 14時11分

再開 14時13分

○議長（上辻 亨君） 再開いたします。

質疑はありませんか。質疑なしの声がありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異
議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（上辻 亨君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（上辻 亨君） 異議なしと認めます。

これから、議案第22号 令和元年度伊根漁港海岸保全施設整備工事変更請負契約の締結につい
てを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案
は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第26 議案第23号

○議長（上辻 亨君） 日程第26、議案第23号 宮津与謝環境組合規約の変更についてを議題

とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第23号 宮津与謝環境組合規約の変更についてでございます。

このたび、令和2年4月1日から新施設が実質稼働することに併せて、宮津与謝環境組合事務所を新施設内へ移転することとし、宮津与謝環境組合規約に規定する組合の事務所の位置の変更について協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものでございます。

担当課長からの細部説明につきましては省略させていただきますが、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上辻 亨君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしの声がありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（上辻 亨君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（上辻 亨君） 異議なしと認めます。

これから、議案第23号 宮津与謝環境組合規約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 散 会

○議長（上辻 亨君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

なお、3月6日金曜日は午前9時半から全員協議会を開催し、令和2年度当初予算の詳細説明をお願いすることとしておりますので、よろしくお願い致します。

散会 14時16分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員